

平成23年度夏季期間中における教職員の就業に関する特例を定める規程

(平成23年達示第47号)

(目的)

第1条 京都大学に勤務する教職員（以下この条及び次条において「教職員」という。）の心身の健康の維持及び増進を図るとともに、特に平成23年度夏季期間中における節電に資するため、教職員の就業に関する特例措置を定めるものである。

(休業日)

第2条 教職員は、平成23年8月15日及び同月16日（以下「休業日」という。）に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間の全部又は一部にあらかじめ勤務しないこととされている時間がある場合等にあつては、当該時間を除く。以下同じ。）について、勤務することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合により、休業日に割り振られた勤務時間の全部について教職員が勤務しなければならないと部局の長が認める場合は、当該部局の長は、休業日のうち当該教職員が勤務しなければならない日数を限度として、施行の日から平成23年9月30日までの期間（医学部附属病院に勤務する教職員（国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項第1号に掲げる一般職俸給表（一）適用者を除く。）にあつては、平成23年12月31日までの期間）において当該休業日に代わる日を指定することができる。

3 前項の規定により指定された日には、教職員は勤務することを要しない。

(給与の取扱い)

第3条 前条の場合における給与の取扱いは、教職員（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第2条第4項第1号に掲げる有期雇用教職員（以下この条において「有期雇用教職員」という。）及び同項第2号に掲げる時間雇用教職員（以下この条において「時間雇用教職員」という。）を除く。）にあつては当該日について給与規程第37条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認があつた場合」に基づき、同条による給与の減額は行わず、有期雇用教職員にあつては国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第34条の規定にかかわらず、当該日について日給からの減額は行わず、時間雇用教職員にあつては当該日における所定の勤務時間について給与を支給する。

附 則

この規程は、平成23年7月12日から施行し、同年12月31日限り、その効力を失う。